

平成25年7月（第7回）教育委員会会議録

1. 開催の日時及び場所

平成25年7月18日（木）14:00～16:50
宇部市港町庁舎 2階会議室

2. 出席委員の氏名

縄田 和光 委員長
水田 和江 委員
三原 節子 委員
赤川 宏 委員
白石 千代 教育長

3. その他議場に参加した者

佐貫教育部長、辻村教育次長、金重総務課長、村重施設課長、安田学校教育課長、平山特別支援教育推進室長、森島学校安心支援室長、中野学校給食課長、山脇社会教育課長、末広人権教育課長、松尾図書館長、貞永学校教育課長同格、西村総務課長補佐、阿座上学びの森くすのき・地域文化交流課長補佐、濱原総務係長

4. 傍聴者 なし

5. 趣 旨

委員長： ただいまから、平成25年7月18日の第7回教育委員会会議を開催いたします。本日は5人の委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また、本日は、傍聴の申し出はありませんでした。

次に、会議録の承認についてですが、前回の会議でお配りしています第5回の会議録について、ご意見等ありましたか。

（全委員異議なし）

委員長： 異議がありませんので、第5回会議録については承認とさせていただきます。

また、前回の第6回の会議録については机上に配付しています。次回会議までにご覧いただき、次回の会議でご承認を受けたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は水田委員にお願いします。

委員長： 本日の議題は、「教育委員会の事務の点検及び評価について」と、その他の事項として「学校給食について」、「宇部市社会教育委員について」、「宇部市学校運営協議会委員について」及び「寄附の報告について」の4件となっております。

始めに、「教育委員会の事務の点検及び評価について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 教育委員会の事務の点検及び評価は、教育委員会が様々な事業を効果的に展開するとともに、市民への説明責任を果たしていくため地教行法第27条

に基づき、平成20年度から取り組んでいます。

これまでは、9月定例会市議会の決算委員会にて前年度の決算額が確定した後実施していましたが、次年度への施策の反映ができるよう今年度は時期を約3カ月早めて実施することとしました。

今年度は「平成24年度の宇部市の教育基本方針」の3つの重点目標に基づき実施した40事業に加え、新しく策定しました「宇部市教育振興基本計画」の主な取組の中から、平成24年度に実施した23事業の計63事業について、事務局において点検を実施し、昨年度と同様、AからDの評価を行っております。

各事業については、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。
(資料1に基づき、各課長から説明を行う。)

委員長：事務局から説明がありました。ご意見等ありますか。

委員：「No.17 子どものスポーツ活動支援事業」では予算額を満額使われており、現状としては予算が不足しているように思います。子どもたちのスポーツや文化活動の向上、保護者や学校の負担軽減のためにも援助は必要と思いますので、少しずつでも予算を増やしていくよう検討していただきたいと思います。

委員：全体としてですが、評価基準をAからDと定めていますが、今のままでは判断基準があまり明確ではないと思いますので、もう少し客観的に評価していくためにも根拠が明確となるよう結果や課題の記載をお願いしたいと思います。

個々の事業についての意見ですが、「No.2 学力向上推進事業」についてですが、取組み結果に「11名の授業研究員を委嘱し、人材育成を図った」とあり、実績として評価できると思いますが、もう少しその取組み内容を検証していくことで、次年度以降の人材育成の具体的な課題も見えてくると思いますので、よろしくお願いいたします。

「No.5 図書館等学習室設置事業」ですが、夏休み期間中の図書館の開放は目標どおり7つの中学校で実施されていますが、当初の目標設定にあたり7校で十分であったのか、その辺りの検証も必要ではないかと思いました。

次に「No.6 英語教育支援事業」で、2名のALTが1人当たり187日間、各中学校に派遣されていますが、グローバル社会の中で子どもたちには英語に触れる機会を増やすことが必要ですので、もう少し英語教育のための時間を確保していただきたいと思います。評価もBなので、今後の課題が何であるかを触れていただきたいと思います。

「No.9 自然体験型環境教育推進事業」では、林業体験や竹細工、茶摘み等を子どもたちが体験していますが、実際にどのくらい実施しているのか、教育効果も含めて確認していただきたいと思います。この事業はもっと推進していただきたいと思っていますが、先日「アクトビレッジおの」を訪問した時、小さい子どもが遊ぶ環境も少ないと感じましたし、竹細工を体験しようと思っても事前予約しないと出来ないと言われました。せっかく立派な施設がありますので、環境整備や教育効果も含め充実させていただきたいと思います。

「No.10 体力向上に向けての1校1取組の推進」は、とても大切な取組と思

いますが、取組み結果に「毎週及び月に数回、継続的に実施」と「定期的に実施」とありますが違いがよく分かりませんし、先生方の指導体制や安全面についてもどうなっているか分かりませんので記載をお願いします。

「No.11 コミュニティ・スクール助成事業」についてですが、今年度から全小中学校での実施となりましたが、未だに運営組織がどんな組織で何をやっていくのかよく分かりません。地域に対して十分な説明をしていくとともに、家庭や地域から学校に対する意見や要望を出してもらい、学校教育に対する必要な支援を理解してもらうためにも、もっと努力をしていくべきではないでしょうか。

「No.12 幼保小連携教育事業」は私も協力させていただいていますが、本当に効果がでているのか、疑問に思うところもあります。事業を実施したことで、結果として何ができたのか、改めて分析していただきたいと思っています。

「No.18 学校教育活動支援ボランティア事業」で、ボランティアを広く要請していく中で、コーディネーターの具体的な役割が分かりませんし、当初派遣予定の6人が何故2人に減ったのでしょうか。今後の課題として、この辺りのことを反映させていくことも必要と思います。

「No.19 うべ協育ネット推進事業」についても、今後どのように展開していくのか、実施していくことが本当に良いのか、地域との交流であればコミュニティ・スクールでも十分ではないのか。何のために何をするのか説明し理解してもらわないと、地域の中でも混乱してしまうのではないのでしょうか。もう少し事業を整理し、何がどのように効果があったのか評価、検証していく必要があると思います。

「No.21 特別支援教育推進事業」と「No.22 小・中学校特別支援教育推進事業」については同じ内容のことが重複しているようにも思えますので、事業間で調整され、効果的な手法ができないか等、今後、検討していただきたいと思います。

「No.24 通級指導教室整備事業」の通級指導教室（ことばの教室）に通う児童が増加傾向にあるということですが、指導員については、現状のままでいいのか、今後増やしていった方がいいのか少し分かりにくいように思いました。

「No.26 特別支援教育サポート事業」についてですが、支援ボランティアの養成が11人となっていますが、もう少し増やすことが出来たのではないのでしょうか。また、今後はボランティアもステップアップ、スキルアップするための支援も必要ではないのでしょうか。

「No.40 防災教育推進事業」として、各学校には環境の変化に対応できない子どもがいますので、今後の推進体制も踏まえ、特別支援の先生方の参加状況や指導内容、安全対策等を取組み結果や課題に記載していただけないでしょうか。

「No.48 学校人権教育推進事業」と「No.49 社会人権教育推進事業」については、もう少しいじめや虐待などの取組内容やそれに対する結果、これからの課題についてもしっかり記載していただきたいと思います。

「No.54 天文教育推進事業」は、調書からだけでは具体的な取り組み内容が分かりませんが、例えば、先ほどの「No.9 自然体験型環境教育推進事業」と結びつけて、小野の自然を使った体験学習を行うなど、より子どもたちの理科教育への興味に繋げていく工夫ができないものでしょうか。

「No.55 ふれあいセンターにおける学習活動の推進」についても、具体的にどういう取組をされたのか分からないので、記載をお願いします。

今回の調書にはありませんが、食物アレルギーについては既に色々な部署において対策等が行われていますが、これからは子どもたちに対しても理解を深めてもらうことも必要と考えますので、今後の課題として食育に関する事業を加えていただければと思います。

一度に言って申し訳ありませんが、よろしくをお願いします。

委員： 「No.49 社会人権教育推進事業」の人権学習セミナーの参加者数を平成22年度と比較して5%増加させることを目標としていますが、何故前年の平成23年度と比較しないのか理解がしにくいのですが。

事務局： 各校区の人権教育推進委員は、任期である2年の間に1度セミナーを受講することになりますが、ほとんどの委員の方が初年度（1年目）にセミナーを受講されるため、2年目は前年にセミナーを受講されていない方が対象となります。このため、参加者を比較するには隔年が適切であると判断し、これまでも隔年で比較しています。

委員： 先ほども言われましたが、「No.6 英語教育支援事業」で子どもたちが実際に年間何回くらい地域英語支援員の授業を受けることができるのでしょうか。小学校への派遣回数が少ないと思いますし、人数も減っているのではないのでしょうか。

事務局： 平成24年度は外国から特別指導員を招き、全小学校への派遣等を行いました。言われるとおり小学校への派遣回数は少なかったと思います。

委員： 子どもたちには、英語に限らず、外国の方と接する機会を増やしていくことが大事と思っています。山口大学の医学部や工学部には外国から沢山の留学生も来ておられますので、その方達に協力を求めていくことはできないものではないでしょうか。

事務局： 中学校では定められたカリキュラムがありますので難しいところがありますが、小学校では英語活動ですので、ボランティアの活用も可能となりますので、検討していくことはできると思います。

委員： 「No.30 ふれあい運動推進事業」について、街頭補導回数を435回から503回に増やしていただいたお陰により、万引き件数が4割減という素晴らしい結果に繋がっていると思います。引き続き、ご尽力のほどよろしくお願いします。

事務局： 平成24年度については、2ヶ月に1回、全校区のふれあいの会長に集ってもらい、街頭補導について万引き防止を中心に取り組んでいただくようお願いした結果によるところも大きいと思います。

委員： 子どもたちの規範意識の向上を客観的に判断していく上で、いじめや万引き件数だけで安易に判断していくことには問題があると思っています。課題を解

決していくためには、即効性のある対処療法を選択していくのではなく、根底から見直していくことが今後の課題であると思っています。

委員：平成24年度の数値は確かに減少していますが、私も長期的に考えて、根本的な原因を解決していかないといけないと思っています。「No.28 学校安心支援運営事業」の取組み結果として、「関係機関との連携強化に努め、支援体制の構築に努めた」とありますが、本当に十分な連携強化や支援体制の構築が図られているのか、様々な事件や事故が発生している中で、改めて考えていく必要があると思っています。

委員：いじめの問題については、表面的に解決しても被害者側からみると本当の解決に繋がっていないことも考えられますので、数値では判断できないところは十分にあります。

委員：「No.39 中学校エコスクール整備事業」についてですが、新しい体育館の建設にあわせ、太陽光発電や雨水の再利用施設が整備されていますが、15m³の雨水貯留槽は具体的にどのように活用されているのでしょうか。

事務局：雨水再利用施設については、通常、校庭の庭木や花壇、グラウンドへの散水に使われていますが、断水等の非常時にはトイレの排水などにも利用することが可能となります。

委員：これから校庭の芝生化も進められていく中で、これからの施設を利用していくことは有効な手段の1つと思いますので、せっかく整備されますので、これらのことを含めて計画的な整備を進めていただきたいと思います。

委員長：他にご意見等ありませんか。

無ければ、今いただいたご意見や要望等をもとに事務局において修正していただきたいと思いますが、修正については事務局にお任せしてよろしいですか。
(全委員異議なし)

教育長：評価基準にバラつきが感じられますので、「学校安心支援活動事業」や「うべ協育ネット推進事業」等を含めて、全ての事業において再度、「評価」の見直しをしていただきたいと思います。

委員長：続いて、その他の事項「学校給食について」事務局から説明をお願いします。

事務局：7月9日に学校給食運営委員会を開催しましたので、その内容について報告させていただきます。

主な内容としましては、15年間値上げしていない給食費について、地産地消の取り組みによる食材費の上昇、今後予定されている消費税率の上昇、他市の状況等を踏まえ、値上げを検討していく必要があることについて報告をさせていただきました。

(資料5に基づき、報告を行う。)

委員：安心、安全な給食は当たり前のことですが、質的な改善を進めてきた上で、これまでどおりの給食を維持していくことは無理があるかもしれません。

委員：食材等の価格も上昇しており、値上げはやむを得ないところがあるかもしれません。給食費を値上げすることで、就学援助費についても同様に増えることになりますか。

事務局： 就学援助は約2割の児童生徒が受けており、給食費を20円上昇させることで、約1,000万円の就学援助費が増えることとなります。なお、値上げによって未納者が増えることは懸念されます。

このたび運営委員会に報告した理由は、地産地消の取り組みや今後予想される円安の影響により、値上げなしでは給食の質を落とさざるを得ないという栄養士等の調理現場の不安の声が大きいこともあり、報告をさせていただいたものです。

委員： 牛乳代やパン代が8.95円上昇しているのに、給食費を上げていないということは、当然どこかにしわ寄せもきていることが分かります。

事務局： 野菜果物などの食材については、学校給食応援団の取り組みにより、市販より安く入荷してもらった等の工夫はしていますが、牛乳、パン、米飯以外のものにしわ寄せがきていることは事実です。

委員長： 他にご質問はありませんか。

今回は報告ということでしたが、出来る限り、学校給食の質を落とさないよう、今後ともよろしくお願いします。

続いて「宇部市社会教育委員について」をお願いします。

事務局： 社会教育委員については、「宇部市社会教育委員に関する条例」に基づき委員を委嘱していますが、現在の委員の任期が7月末までとなっております。次回改正にあわせ1名の公募委員を市民から募集しようと考えており、新委員についても9月1日からの委嘱を予定していますので、報告させていただきます。（資料6に基づき、報告を行う。）

なお、公募選定した委員については、他の委員の方とあわせて、再度この会議に議案として上程させていただきます。

委員長： この件についてご意見等ありませんか。

意見が無ければ、次の「宇部市学校運営協議会委員について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 宇部市学校運営協議会委員については、前回の会議において報告させていただきましたが、「委員の任命にあたり、推薦理由として地域代表や保護者代表、学校関係者としか記載されてなく、適任であるかどうか判断できない学校がある。」とのご意見をいただきました。このため、推薦理由が不明瞭であった各学校長から改めて推薦調書を提出させましたので、報告させていただきます。

また、当該規則に係る委員の任命について、運用面において不明瞭であることのご指摘いただきました。その点についても別紙「申し合わせ事項（案）」として取りまとめましたので報告させていただきます。

（資料7に基づき、説明を行う。）

委員： 「申し合わせ事項」に校長は委員に推薦できないとありますが、この校長は設置校の校長で良いのですね。

事務局： はい、そのとおりです。

委員： 「申し合わせ事項」の内容は、既に委員に反映されていますか。

事務局： 各学校運営協議会については、既に始動していますので、この「申し合わせ

事項」については、2年後の委員改選時から適用させていく予定です。

委員： 学校から提出された推薦理由については、非常に分かりやすくなったと思いますが、規則に係る「申し合わせ事項」については、規則の改正をせずにこのままで良いのか、疑問が残ります。この「申し合わせ事項」との整合性を含め、規則を改めていくべきと思いますが。

事務局： 通常、規則や規程等については、法令等に反しない範囲で、その権限に属する事務に関して基本的なことを定めていますので、全ての事柄については適用することはできません。このため、今回は細かな運用面について「申し合わせ事項」として内部の事務の取扱いについて定めたものになっています。

委員： 平成20年に作られたこの規則は、宇部市でコミュニティ・スクールができる前に、国のモデルを参考にされながら作られたものです。これから全小中学校で取組みが始まりますが、問題が発生するたびにその箇所だけを見直していくのではなく、全体像を見返した方がいいと思います。もう少し慎重に考え、自分達のものを作っていく必要があると思っています。

委員長： コミュニティ・スクールについては、教育振興基本計画の重点的取組の1つであり、教育委員会として特に力を入れて取り組んでいかなければならないと思っています。規則の見直しについては、国や他市の先進地事例等を参考にされ、引き続き研究をお願いします。

次に「寄附の報告について」をお願いします。

事務局： (資料8に基づき、報告を行う。)

委員長： 以上を持ちまして、本日の教育委員会会議を閉会とします。